

# 答 申 書

( 答 申 第 2 7 号 )

平成 1 2 年 4 月 2 1 日

---

## 1 審査会の結論

道内に大学を設置している学校法人が、雇用保険法及び雇用保険法施行規則に基づき知事に提出した、雇用保険適用除外申請書及び添付資料並びに当該申請を知事が承認したことが分かる公文書を不存在としたことは、妥当である。

## 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり

## 3 審査会の判断

### (1) 本件諮問事案における審議について

本件諮問事案に係る開示請求の内容（以下「本件請求内容」という。）は、道内に大学を設置している学校法人（以下「本件学校法人」という。）が雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号。以下「法」という。）及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係労働省令の整備に関する省令（平成 1 2 年労働省令第 2 号）による改正前の雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号。以下「規則」という。）に基づき、北海道知事（以下「実施機関」という。）に提出した雇用保険適用除外申請書及び添付資料並びに当該申請を実施機関が承認したことが分かる公文書である。

実施機関は、本件請求内容に係る公文書（以下「本件公文書」という。）を取得し、又は作成したことはないことから不存在であるとして、北海道情報公開条例（平成 1 0 年北海道条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 1 7 条に基づき不存在通知（以下「本件処分」という。）を行っている。

本件異議申立ては、本件処分の取消しを求めるといものであるから、本件公文書が不存在であるとした本件処分の妥当性について判断することとする。

### (2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第 2 条第 2 項は、条例において「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物であって、実施機関が管理しているも

のをいうと定めている。

そして、開示請求に係る公文書が存在しない場合にあっては、実施機関は、条例第17条の規定に基づき当該公文書が存在しない旨の通知をすることとされている。

イ 実施機関が本件処分において示した本件公文書の不存在の理由は、学校法人に雇用される者については、その者が離職した場合に支給を受ける諸給与が他の法令、条例、規則等で定められていないため、法第6条第4号に規定する雇用保険の適用除外（以下「適用除外」という。）に該当せず、当該適用除外の申請がないためであるというものである。

ウ 本件公文書は、本件学校法人から法に基づく適用除外の申請（以下「適用除外申請」という。）に当たって実施機関に提出されるもの及び当該適用除外申請に対する応答として実施機関が作成するものであるが、次に述べる理由から、本件学校法人から実施機関に対して適用除外申請が行われたことはないと認められる。したがって、本件学校法人からの適用除外申請を前提とする本件公文書は、実施機関に存在するとは認められない。

(ア) 法及び規則によれば、雇用保険は、労働者が失業した場合等に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図ることなどを目的とした、政府が管掌する保険であり（法第1条、第2条第1項）、労働者が雇用される事業をその適用事業とし（法第5条第1項）、適用事業に雇用される労働者は、原則として、すべて被保険者となるが、一定の要件に該当する者については、申請により、法の適用が除外されることとなっている（法第6条、規則第5条）。そのうち、学校法人の事業に雇用される者について法の適用が除外されるのは、「離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる」（法第6条第4号）場合である。

(イ) そして、実施機関の説明によれば、適用除外申請に関する実務においては、法第6条第4号の「他の法令、条例、規則等」（以下「他法令等」という。）とは、国及び地方公共団体において制定されるものに限られ、学校法人が独自に定める就業規則等はこれに含まれないものとして運用されている。このことは、「他法令等」の解釈として妥当性を欠くものであるとは認められない。

(ロ) そうであれば、他法令等が未だ制定されていない以上、本件学校法人に雇用される者は適用除外申請の要件を欠くのであるから、本件学校法人が実施機関に対して適用除外申請を行うことは、通常あり得ないことであり、また、現に適用除外申請が行われたと認めるに足る資料等もない。

エ なお、異議申立人は、実施機関には、雇用保険の適用について本件学校法人に対する指導を怠った違法があるとし、本件処分は、その違法性を承継していることから当然に違法であり、取り消されなければならない旨主張する。

しかしながら、雇用保険の適用に関する実施機関の行政指導の問題と、本件公文書が実施機関において取得され、又は作成されたものであるかどうかという問題は、全く別個の問題であることから、実施機関の行政指導に関する違法性の有無について検討するまでもなく、違法性の承継を理由として本件処分が違法であるとする異議申立人の主張は、明らかに失当である。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年12月16日	諮問書の受理 実施機関からの関係資料の提出
平成11年12月27日 (第20回審査会)	本件諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を審査会第一部会に付託
平成12年 1月12日 (審査会第一部会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 審議
平成12年 2月28日 (審査会第一部会)	審議
平成12年 3月15日 (審査会第一部会)	審議
平成12年 3月29日 (審査会第一部会)	審議
平成12年 4月12日 (審査会第一部会)	審議
平成12年 4月17日 (第24回審査会)	答申案審議
平成12年 4月21日	答申

## 別 紙

### 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過

- (1) 平成 11 年 11 月 2 日 本件諮問事案に係る開示請求
- (2) 平成 11 年 11 月 9 日 本件公文書の不存在通知
- (3) 平成 11 年 11 月 24 日 本件異議申立て

#### 2 異議申立人の主張要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書により主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

ア 本件処分は、雇用保険法及び関連法令の解釈運用を誤った違法・不当なものである。

イ 雇用保険法第 6 条第 4 号における「他の法令、条例、規則等」とは、国や地方自治体が定める法律や条例に限られてはならず、学校法人が独自に定める就業規則等も含まれると考えられることから、全ての学校法人が労働大臣の定める基準に則った就業規則等を制定していないとは言えない。

ウ 知事は、公共職業安定所長に対する指揮監督権を有しているので、公共職業安定所長を指揮監督して、雇用保険適用除外申請の未手続きの学校法人から同申請書を提出させるか、教員を雇用保険に加入させるよう指導させるべきところ、これを怠ってきたという裁量権を逸脱若しくは濫用した違法がある。

さらに、雇用する労働者が被保険者になったことの届け出を怠っている事業者など悪質な事業者に対し、知事は刑事責任を追及しなければならないが、これも怠っている。

本件処分は、これらの違法性を承継したものであって、当然に違法であり、取り消されなければならない。

#### 3 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明要旨は、別添「理由説明書」のとおりである。

## 理 由 説 明 書

### 1 対象公文書について

道内に大学を設置している学校法人が、雇用保険法及び雇用保険法施行規則に基づき、知事に提出した雇用保険適用除外申請書及び添付書類並びに当該申請を知事が承認したことがわかる公文書。

### 2 不存在理由

次のとおり、学校法人に雇用される者が離職した場合に支給を受ける諸給与が、法令、条例等で定められていないため、雇用保険法第六条第四号の適用除外に該当せず、適用除外申請は存在しない。

雇用保険法第六条第四号において「国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、退職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、労働省令で定めるもの」は、この法律は適用しないこととされ、本号の「労働省令で定めるもの」とは、雇用保険法施行規則第四条第一項第三号において「市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項から第四項までの規定による地方公共団体の組合で都道府県が加入しないもの若しくは国若しくは地方公共団体以外の者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校若しくは同法八十三条第一項の各種学校における教育、研究若しくは調査の事業を行うもの（以下この号において「学校等」という。）その他市町村に準ずるもの（以下この号及び次条第一項において「市町村等」という。）の事業（学校等が法人である場合には、その事務所を除く。）に雇用される者であって、当該市町村等の長が法を適用しないことについて、都道府県知事に申請し、労働大臣の定める基準によって、その承認を受けたもの」となっている。

また、同規則第五条第一項において「都道府県等の長は、前条第一項第二号の承認を受けようとするときは、労働大臣に、市町村等の長は、同項第三号の承認を受けようとするときは、都道府県知事に、それぞれ、雇用保険適用除外申請書（様式第一号）を提出しなければならない。」こととなっている。

さらに、同規則第五条第二項において「前項の申請書には、当該承認の申請に係る被保険者が離職した場合に法に規定する退職者給付及び就職促進給付の内容を超える給与を支給することを規定した法令、条例、規則等を添えなければならない。」ことになっている。

しかしながら、学校法人に雇用される者が離職した場合に、雇用保険法に規定する失業給付の内容を超える給与を支給することを規定した法令、条例、規則等は、現在のところ存在していないこと、また、雇用保険適用除外申請をするか否かは各学校法人の裁量の範囲であり、これまで申請がないことから、雇用保険適用除外申請を受理した事実はない。したがって当該公文書は存在しない。

### 3 異議申立理由に対する反論

異議申立人は、処分は雇用保険法及び関連法令の解釈運用を誤った違法・不当なものであると主張する。

しかしながら、本道においては、上記2で述べたとおり、学校法人からの雇用保険適用除外申請書を受理した事実はなく、異議申立人の主張には理由がないものである。

なお、学校法人を含めて当然適用となるすべての事業に雇用される者の適用について、毎年10月の労働保険適用促進月間のほかあらゆる機会を通じ、労働保険制度の周知・理解とその促進を図っているところである。